

Plan

# 大崎市男女共同参画推進基本計画（抜粋）

この計画は、平成二十二年度から平成二十五年度までの五か年間で次の基本的施策を中心展開します。

## 基本的施策① 市民および事業者の理解を深めるための施策

活動を積極的に展開します。  
（おおさき男女共同参画推進  
ニュース「With」の発行、  
女性の再雇用情報の提供など）

## 基本的施策② 学校教育および社会教育において理解を深めるための施策 次世代を担う子どもたちに

あらゆる教育の場を通じて、人権や性、男女共同参画の意義を理解してあらえるようこ

皆の機会を積極的に提供します。（人権尊重教育の推進・父親の家庭教育への参画を進める事業など）

## 基本的施策③ 性別による人権侵害に対する 自立支援に関する施策

<p><b>女性に対する暴力等を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取り組みを推進します。（市民と協働によるシェルターの運営、社会的・文化的性差別＝ジェンダーの理解を深める学習会など）</b></p>
<p><b>基本的施策④ 生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策</b></p> <p>各年代層に対応した性と生殖に関する正しい知識の普及および生涯に及ぶ女性の健康保持のための施策を展開します。（人権としての「女性の生涯に及ぶ健康と権利」について学習の機会を積極的に提供など）</p>
<p><b>基本的施策⑤ 就業分野における男女共同参与の推進に関する施策</b></p> <p>女性が就業その他の社会活動に参画することは、女性自身の個人の尊厳にかかることとして意義があり、雇用の分野、農業、自営業の分野で、それが実現されるよう環境整備に関する施策を積極的に展開します。</p>
<p><b>基本的施策⑥ 家庭生活における活動および社会活動の両立支援に関する施策</b></p> <p>男女の性別役割分担意識の解消を図ることをはじめ、男女が共に家庭生活における活動と社会的活動とを両立することができるよう、各種の施策を積極的に展開します。</p> <p>また、高齢者・障害者等の自立を促すような支援の施策を展開します。（育児・介護休業制度を事業主および労働者へ啓発など）</p>
<p><b>基本的施策⑦ 男女共同参画の推進に関する調査および研究</b></p> <p>男女共同参画社会の実現を阻む現実的要因を探るため、男女共同参画社会の実現を推進するための施策を展開するために、各種の調査・研究を実施します。（市民意識調査の実施など）</p>

# 大崎市男女共同参画推進基本条例

「男が」「女が」ではなくて「一  
人の人間として」ということ  
が大切なのだと思います。  
そんな当たり前のことだが、  
昨今では、殺伐とした事件が  
社会現象のように取りざたさ  
れたりする世の中になつてしま  
つたことで、あらためて「人  
の命の大切さ」を声を上げて  
言わなければいけなくなつた  
のではないか。うか。  
核家族化が進み、おじいさ  
ん、おばあさんと一緒に暮ら  
さなくなつたので、家族との  
死別や、人が年老いていくこ

いうことを知つてもらいたいです。自分の命を大切にできなければ他人の命も大切に出来ないですよね。

条例が制定され、基本計画も出来たわけですが、これから、これをどうやって市民に浸透させるかがとても大切なことです。ただ作つただけで終わらせないように、市民に浸透させるためには、地域ごとに市民向けの細やかな研修も必要ですし、硬い表現だけでなく、マスコットや愛称を使つたり、寸劇などを見せます。

基本計画の中には、たくさんの目標値が設定されていますが、あまりに範囲が広く多く岐に及ぶので、これからが大変だと思います。本当に浸透させていこうとするなら、行政も、自分の仕事に関係ないと思わないで、自分たちに何が出来るのかを率先して考え

るくらいの気持ちでないと、がつてはいかないですよね。そうして、地域でも市民の中の考え方につながつていくのではないか。こういう考えが大崎にあるということを、市民の一人として伝えていければと思いま

一人の人間として個人を尊重すること

大崎市男女共同参画推進審議会委員